

## ○我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

令和4年3月29日

告示第76号

注 令和5年12月から改正経過を注記した。

我孫子市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱（平成29年告示第76号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え、電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において交付する我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業を、当該事業ごとに別表第1に定める要件を満たす市内に所在する住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に実施する事業並びに市内に所在する住宅であって、第2号、第3号及び第7号に掲げる事業が実施され、当該事業ごとに別表第1に定める要件を満たすもの（当該事業により設置された設備が未使用であるものに限る。）を購入する事業とする。

- (1) 住宅用太陽光発電システムの設置
- (2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システムの設置
- (4) 窓の断熱改修の実施
- (5) 電気自動車の購入等
- (6) プラグインハイブリッド自動車の購入等
- (7) V2H充放電設備の設置

- (8) 集合住宅用充電設備の設置
- (9) 住民の合意形成のための資料の作成

2 補助対象事業に係る前項各号に規定する設備等（以下「補助対象設備」という。）の仕様及び要件は、別表第2のとおりとする。

（令6告示100・一部改正）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「交付申請年度」という。）内に補助対象事業を実施し、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象者（前条第1項第4号（マンション等（既存の共同住宅又は長屋をいう。以下同じ。）の管理組合が実施するものに限る。））、第8号又は第9号に掲げる事業に係る補助金の交付を受けようとする者を除く。次号において同じ。）が、第9条第1項の実績報告書を提出する日（以下「実績報告の日」という。）までに本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 補助対象者が、補助対象事業に係る住宅に設置した補助対象設備を自らの生活の用に供するものであること。
- (3) 交付申請年度の前年度に課せられた市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (4) 補助対象設備の設置、購入、作成等に要する費用を負担し、当該補助対象設備を所有すること。ただし、補助対象設備を所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店、ファイナンス会社等である場合においても、この号に該当するものとする。
- (5) 補助対象者（前条第1項第4号（マンション等の管理組合が実施するものに限る。））に掲げる事業に係る補助金の交付を受けようとする者に限る。）が、同号に掲げる事業を実施するマンション等の管理組合であ

ること。

(6) 補助対象者（前条第1項第8号に掲げる事業に係る補助金の交付を受けようとする者に限る。）が、同号に規定する設備を設置するマンション等の管理組合又は所有者であって、当該設備の設置に関し、国の補助事業に係る交付決定を受けていること。

(7) 補助対象者（前条第1項第9号に掲げる事業に係る補助金の交付を受けようとする者に限る。）が、同号に規定する合意形成に係るマンション等の管理組合であること。

(8) 補助対象設備（前条第1項第5号、第6号及び第8号に規定する設備等を除く。）を設置する住宅が、第三者が所有する住宅であって、補助対象者が自ら居住するものである場合は、全ての所有者から補助対象事業の実施について同意を得ていること。

(9) 市の他の制度により、同一の種類補助対象設備に係る補助金等の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象設備をリースする場合における補助対象者は、交付申請年度内にリースにより補助対象事業を実施し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合における補助対象設備の賃貸人とする。

(1) 締結するリース契約が、次のいずれかに該当すること。

ア リース期間が、補助対象設備ごとに第15条第2項各号に規定する財産処分制限期間以上であること。

イ リース期間が終了した補助対象設備を賃借人が購入する契約であること。

(2) 補助対象設備（前条第1項第8号に規定する設備を除く。次号において同じ。）の賃借人が、実績報告の日までに本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) 補助対象設備の賃借人が、補助対象事業に係る住宅に設置した補助対

象設備を自らの生活の用に供するものであること。

(4) 補助対象者及び補助対象設備の賃借人が、交付申請年度の前年度に課せられた市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。

(5) 補助対象設備（前条第1項第8号に規定する設備に限る。）の賃借人が、当該設備を設置する住宅の管理組合又は所有者であって、当該設備の設置に関し、国の補助事業に係る交付決定を受けていること。

(6) 補助対象設備（前条第1項第5号、第6号及び第8号に規定する設備等を除く。）を設置する住宅が、第三者が所有する住宅であって、当該設備の賃借人が自ら居住するものである場合は、住宅の全ての所有者から補助対象事業の実施について同意を得ていること。

(7) 補助対象設備の賃借人が、市の他の制度により、同一の種類補助対象設備に係る補助金等の交付を受けていないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団員等（我孫子市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）は、補助金の交付の対象としない。

（令6告示100・一部改正）

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、補助金の額が補助対象経費の総額を上回るときは、当該補助対象経費の総額を限度とする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税に相当する額を控除するものとし、補助対象設備（第2条第1項第8号に規定する設備を除く。）について国その他の団体から補助金等の交付を受けた場合は、当該補助金等の額についても控除するものとする。

（令6告示100・一部改正）

（交付の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、市長に申請しなければならない。ただし、第2条第1項第5号又は第6号に掲げる事業について補助金の交付を申請する場合にあっては第3号及び第4号に、同項第9号に掲げる事業について補助金の交付を申請する場合にあっては第3号から第5号までに掲げる書類の添付は要しないものとし、第6号に掲げる書類にあっては同項第8号に掲げる事業について補助金の交付を申請する場合に、第7号に掲げる書類にあっては同項第4号（マンション等の管理組合が実施するものに限る。）、第8号及び第9号に掲げる事業について補助金の交付を申請する場合に、第9号に掲げる書類にあっては補助対象設備をリースする場合に、第10号に掲げる書類にあっては申請者が法人である場合に限り、添付を要するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 経費の内訳及び着手日が明記されている契約書、注文書等（補助対象設備をリースする場合にあっては、賃貸人の補助対象設備の購入費及び工事費を確認することができる書類並びにリース契約書）の写し
- (3) 工事着手前の現況写真
- (4) 補助対象設備の設置予定図面（窓の断熱改修にあっては、平面図及び立面図）
- (5) 仕様書、カタログその他補助対象設備の技術仕様を確認できる書類の写し
- (6) 補助対象設備に係る国の補助事業に関し一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該交付申請に対する交付決定書類の写し
- (7) 次のアからウまでに掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに掲げる書類
  - ア 法人でない管理組合 次に掲げる書類

(ア) 管理組合の現在の管理者が選任されたことを証する書類及び当該管理者の本人確認書類の写し

(イ) 建築確認通知書、確認済証その他の補助金の交付の申請に係る住宅がマンション等であることを証する書類の写し

イ 法人である管理組合 ア(イ)に掲げる書類

ウ ア及びイに掲げる者以外の者 ア(イ)に掲げる書類及び申請者の本人確認書類の写し

(8) 申請者(補助対象設備をリースする場合にあっては申請者及び賃借人)に係る交付申請年度の前年度の市民税、固定資産税及び都市計画税に係る納税証明書又は非課税証明書の写し

(9) 貸与料金の算定根拠明細書(様式第2号の2)

(10) 登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書に限る。)の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定にかかわらず、同項第8号に掲げる書類は、個人情報確認同意書(様式第3号)により、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができるときは、添付を省略することができる。

3 第1項の規定による申請は、補助金の交付を申請する日の属する年度の2月15日以前の日であって、補助対象事業の性質を参酌して、補助対象事業ごとに市長が別に定める日までに行わなければならない。ただし、災害その他特別な理由により市長が認めるときは、この限りでない。

4 補助金の交付は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる回数とする。この場合において、我孫子市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱の全部を改正する告示(令和4年告示第76号)による改正前の我孫子市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱(平成29年告示第76号)の規定により我孫子市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金の交付を受けたことは、この要綱の規定により補

助金の交付を受けたものとみなすものとする。

(1) 第2条第1項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事業 補助対象事業の種類ごとに、一の住宅につき1回（集合住宅の専有部分において利用する補助対象設備の設置にあつては1戸につき1回）。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が、過去に補助金の交付を受けた補助対象事業と同一の種類補助対象事業を同一の住宅において実施する場合は、過去に補助金の交付を受けたことは、この号の回数には含まないものとする。

(2) 第2条第1項第4号に掲げる事業 マンション等の管理組合が実施するものにあつては1棟につき1回、それ以外のものにあつては1戸につき1回。ただし、マンション等の管理組合及びそれ以外の者が同一の住宅に対し事業を実施する場合は、マンション等の管理組合及びそれ以外の者それぞれにつき1回とし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が、過去に補助金の交付の対象となった住宅において事業を実施する場合は、過去に補助金の交付を受けたことは、この号の回数には含まないものとする。

(3) 第2条第1項第5号及び第6号に掲げる事業 補助対象事業を実施する住宅において、補助対象事業の種類ごとに、申請者1人につき1回

(4) 第2条第1項第8号及び第9号に掲げる事業 補助対象事業の種類ごとに、工事1件につき1回

(令6告示100・一部改正)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条の2 補助対象設備をリースする場合において、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、交付される補助金を補助対象設備の賃借人に対して請求する賃貸借料金の月額を減じるために使用しなければならない。

(変更の申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第5条第1項の申請書及び添付書類の内容に変更が生じたとき(市長が認める軽微な変更を除く。)は、速やかに我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書(様式第5号)に変更内容が分かる書類を添付の上、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第6号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付決定者は、補助対象事業を中止したときは、速やかに我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下届(様式第7号)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、交付の決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は交付の決定を受けた日の属する年度の3月10日(同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)のいずれか早い日までに、我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付の上、市長に報告しなければならない。ただし、第2条第1項第5号又は第6号に掲げる事業に係る補助金の実績について報

告する場合にあっては第4号に、同項第4号（マンション等の管理組合が実施するものに限る。）若しくは第8号に掲げる事業に係る補助金の実績について報告する場合又は個人情報確認同意書を申請時（第5条第1項の申請書を提出する日をいう。）に提出した場合にあっては第5号に、同項第9号に掲げる事業に係る補助金の実績について報告する場合にあっては第3号から第5号までに、補助対象設備をリースする場合にあっては第2号に掲げる書類の添付は要しないものとする。

- (1) 事業結果報告書（様式第9号）
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真（補助対象設備が第2条第1項第5号又は第6号に規定する設備である場合は、保管場所において撮影した写真）
- (4) 保証書、出荷証明書その他補助対象設備が未使用品であることが確認できる書類（第2条第1項第4号に掲げる事業に係る補助金の実績について報告する場合にあっては、窓の性能を証する書類をもって代えることができる。）の写し
- (5) 補助対象者（補助対象設備をリースする場合にあっては、賃借人）の住民票の写し（実績報告書の提出日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、前項の規定による報告をする場合には、同項に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる書類を実績報告書に添付しなければならない。

- (1) 補助対象設備に住宅用太陽光発電システムが含まれる場合 エネルギー管理システム（住宅全体の電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラー等）が一般社団法人

エコネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているものに限る。以下「HEMS」という。)又は定置用リチウムイオン蓄電システムに係る保証書、出荷証明書その他のHEMS又は定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていることを証する書類の写し

(2) 補助対象設備に定置用リチウムイオン蓄電システムが含まれる場合  
住宅用太陽光発電システムが設置されていることを証する書類

(3) 補助対象事業が第2条第1項第5号又は第6号に掲げる事業の場合  
次に掲げる書類

ア 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)を購入し、又は賃借する者が居住する住宅に住宅用太陽光発電システムが設置され、発電した電気を電気自動車等に給電できることを証する書類

イ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面(以下「自動車検査証記録事項証明書」という。)の写し

ウ 住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備の併設に係る補助金の交付を受けようとする場合は、V2H充放電設備が設置されていることを証する書類

(4) 補助対象事業が第2条第1項第7号に掲げる事業の場合 補助対象設備を設置する住宅に住宅用太陽光発電システムが設置され、かつ、電気自動車等が導入されていることを証する書類

(5) 補助対象設備が第2条第1項第8号に掲げる事業の場合 次に掲げる書類

ア 補助対象設備に係る国の補助事業に関し、一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し

イ アに規定する実績報告について、変更の申請をしている場合は、当該実績報告に係る申請の額の確定書類の写し

ウ 補助対象設備を設置するマンション等に居住する者（以下「居住者」という。）以外の者も利用することができる設備として補助金の交付を受けようとする場合にあっては、当該設備を居住者以外の者も利用することができることが記載された案内板及び当該案内板の周囲の景観を確認することができる写真であって、マンション等の敷地の外から撮影したもの

(6) 補助対象設備が第2条第1項第9号に掲げる事業の場合 作成した資料の写し及び管理組合の総会で集合住宅用充電設備の設置について議論が行われたことが確認できる議事録等の書類の写し

（令6告示100・一部改正）

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書（様式第10号。次条において「確定通知」という。）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 確定通知を受けた者は、我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（様式第11号）により、速やかに市長に補助金の支払を請求するものとする。

（補助金の支払）

第12条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに支払を行うものとする。

（交付の決定の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 第9条第1項に規定する期限までに実績報告を行わなかったとき。

(3) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（処分の制限）

第15条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増した財産については、市長が指定する期間（次項において「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、災害その他特別な理由により市長が認めたときは、この限りでない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案し、次の各号に掲げる補助対象設備に応じ、当該各号に掲げる年数とする。

(1) 住宅用太陽光発電システム 17年

(2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システム 6年

(3) 窓の断熱改修 10年

(4) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車 4年

(5) V2H充放電設備及び集合住宅用充電設備 5年

（令6告示100・一部改正）

（協力の求め）

第16条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じ交付の決定に係る補助対象

設備の設置効果等のデータの提供その他の協力を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による協力の求めがあったときは、これに協力するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日告示第80号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月21日告示第283号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の次の各号に掲げる告示の規定に基づき作成された様式用の紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

(1)から(47)まで 略

(48) 我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

附 則 (令和6年3月29日告示第100号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

(令6告示100・一部改正)

補助対象事業	住宅の要件
住宅用太陽光発電システムの設置	1 住宅用太陽光発電システムの工事に着手する日の前日までに住宅の建築工事が完了していること。

	<p>2 実績報告の日において補助対象者が居住する住宅であること。</p> <p>3 実績報告の日までにHEMS又は定置用リチウムイオン蓄電システムのいずれかの設備を設置すること。</p>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置	実績報告の日において補助対象者が居住する住宅であること。
定置用リチウムイオン蓄電システムの設置	<p>1 実績報告の日までに住宅用太陽光発電システムが設置されていること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電システムは、新設のものであるか又は既に設置されていたものであるかは問わないものとする。</p> <p>2 実績報告の日において補助対象者が居住する住宅であること。</p>
窓の断熱改修の実施	<p>1 窓の断熱改修の工事に着手する日の前日までに住宅の建築工事が完了していること。</p> <p>2 補助対象者がマンション等の管理組合以外の者である場合にあっては、実績報告の日において補助対象者が居住する住宅であること。</p>
電気自動車の購入等及びプラグインハイブリッド自動車の購入等	<p>1 実績報告の日までに住宅用太陽光発電システムが設置され、発電した電気を電気自動車等に給電できること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電システムは、新設のものであるか又は既に設置されていたものであるかは問わないものとする。</p> <p>2 実績報告の日において補助対象者が居住す</p>

	<p>る住宅であること。</p> <p>3 住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備の併設に係る補助金の交付を申請する場合は、実績報告の日までにV2H充放電設備を設置していること。この場合において、V2H充放電設備は、新設のものであるか又は既に設置されていたものであるかは問わないものとする。</p>
V2H充放電設備の設置	<p>1 実績報告の日までに住宅用太陽光発電システムが設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。この場合において、接続する住宅用太陽光発電システムにあつては新設のものであるか又は既に設置されていたものであるかを、電気自動車等にあつては新規導入であるか又は既に導入されていたものであるかを問わないものとする。</p> <p>2 実績報告の日において補助対象者が居住する住宅であること。</p>
集合住宅用充電設備の設置	マンション等であること。
住民の合意形成のための資料の作成	管理組合が管理するマンション等であること。

別表第2（第2条、第4条関係）

（令6告示100・一部改正）

補助対象設備	仕様及び要件	補助対象経費	補助金の額
住宅用太陽光	太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の	太陽電池モジュール、架台、	(1) 2万円に発電システムを構成する太陽電池

<p>発電システム</p>	<p>設備で、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 太陽電池の出力状況等により、起動、停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(2) 発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格を基準とするが、IEC等の国際規格も可とする。以下「太陽電池の最大出力」という。）の合計値が10キロワット未満であること。ただし、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールの性能及び安全性が次のいずれかを満たしていること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規</p>	<p>パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）及び附属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付け・配線工事等）</p>	<p>の最大出力値（単位はキロワットとし、小数点以下第3位を四捨五入する。）を乗じて得た額とする。ただし、9万円を限度とする。</p> <p>(2) 申請者と直接契約を締結した者が、市内に本社又は本店を有する法人又は個人事業主である場合は、補助金の額を1万円上乗せする。</p>
---------------	--	---	---

	<p>格又は日本産業規格に適合していること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けていること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会のJPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされていること。</p> <p>(4) 未使用品であること。</p>		
家庭用燃料電池システム（エネルギーファーム）	<p>燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 停電時自立運転機能を有する設備であって、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>	<p>設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び附属機器（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付け・配線・配管工事等）</p>	<p>補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、10万円を限度とする。</p>
定置用リチウム	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還</p>	<p>設備本体（蓄電池部、電力</p>	<p>補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があ</p>

<p>ムイオン蓄電システム</p>	<p>元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力、夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等必要に応じて電気を活用することができるものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p> <p>(3) 千葉県が実施する補助の対象となっていないこと。</p>	<p>変換装置、蓄電システム制御装置等)及び附属機器(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費、工事費(据付け・配線工事等)</p>	<p>るときは、これを切り捨てた額)。ただし、7万円を限度とする。</p>
<p>窓の断熱改修</p>	<p>次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 国が令和4年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は</p>	<p>設備本体(ガラス及び窓)の購入費及び高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓・</p>	<p>補助対象経費に4分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、窓の断熱改修を実施した住宅</p>

<p>公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。</p> <p>(2) 壁、ドア、障子、ふすま等で仕切られている空間単位で外気に接する全ての窓（市長が別に定めるものを除く。）を断熱化すること。</p>	<p>ガラスの取付費、内窓取付時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等）。ただし、網戸、雨戸等の窓附属部材費並びにガラスが付随するドアのドア本体及びその交換に要する費用（ガラス部分の交換が可能な場合の当該交換に係る費用を含む。）は補助対象経費に含まないものと</p>	<p>の戸数に8万円を乗じて得た額を限度とする。</p>
--	--	------------------------------

		する。	
電気自動車	<p>電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法第60条第1項の規定により保安基準に適合すると認められた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証記録事項証明書に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすものとする。ただし、自動車検査証記録事項証明書の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限るものとする。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証記録事項証明書の使用の本拠の位置が、使用者の住所と一致す</p>	電気自動車本体の購入費	<p>補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合は15万円、住宅用太陽光発電システムを併設する場合は10万円を限度とする。</p>

	<p>ること。</p> <p>(3) 自動車検査証記録事項          証明書に登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>		
プラグインハイブリッド自動車	<p>電池によって駆動される電動機及び内燃機関を原動機とし、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証記録事項証明書に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすものとする。ただし、自動車検査証記録事項証明書の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限るものとする。</p>	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費	電気自動車の項補助金の額の欄に掲げる額

	<p>(1) 電気自動車の項仕様及び要件の欄(1)から(3)までに掲げる要件</p> <p>(2) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>		
V2H充放電設備	<p>電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備であって、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>	V2H充放電設備本体の購入費	<p>補助対象経費に10分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、25万円を限度とする。</p>
集合住宅用充電設備	<p>マンション等に属する駐車場に、居住者が電気自動車等に充電するために設置する次に掲げる未使用の設備であって、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>	<p>急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費</p>	<p>設備に係る国の補助金額に3分の1を乗じて得た額とし、充電設備の充電口の数に50万円を乗じて得た額を限度とする。ただし、居住者以外も設備を利用することができる場合(当該設備を居住者以外の者も利用することができる</p>

ること。

(1) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を有する1基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(2) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する1基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(3) 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた1基当たりの定格出力が50キロワット以上の急速充電設備であって、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの

ことが記載された案内板を、マンション等の敷地の外から確認することができる場合に限る。) においては、設備に係る国の補助金額に3分の2を乗じて得た額とし、充電設備の充電口の数に100万円を乗じて得た額を限度とする。

	<p>をいう。</p> <p>(4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。</p> <p>(5) 充電用コンセントスタンド (4)を装備する盤状又は筒状のきょう体をいう。</p>		
住民の合意形成のための資料	<p>マンション等の管理組合が、集合住宅用充電設備の設置について住民の合意を形成するために作成する資料（当該設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等であって、当該資料を使用することにより、管理組合の総会で当該設備の設置についての議論が行われるものであること。）</p>	<p>設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担のシミュレーション等の作成を事業者に委託するのに要する費用</p>	<p>補助対象経費の額。ただし、15万円を限度とする。</p>

様式第1号（第5条関係）

我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

我孫子市長 あて

〒  
住 所  
(申請者) 氏 名  
電話番号

我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

補助対象設備の種類 ※該当するものに☑を してください。	<input type="checkbox"/> (1)住宅用太陽光発電システム <input type="checkbox"/> (2)家庭用燃料電池システム(エネファーム) <input type="checkbox"/> (3)定置用リチウムイオン蓄電システム <input type="checkbox"/> (4)窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> (5)電気自動車 <input type="checkbox"/> (6)プラグインハイブリッド自動車 <input type="checkbox"/> (7)V2H 充放電設備 <input type="checkbox"/> (8)集合住宅用充電設備 <input type="checkbox"/> (9)住民の合意形成のための資料
補助対象設備を導入する 住宅の所在地	我孫子市
補助金交付申請額	円
補助対象設備を設置する 建物の種類の別 ※補助対象設備(1)又は (4)の場合、該当する番号 は1のみです。	1 既存の住宅に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅を取 得する。( 年 月入居予定) 3 住宅の新築に併せて補助対象設備を設置する。 ( 年 月入居予定)
補助対象設備を設置する 住宅の所有者氏名	
【同意欄】※補助対象設備(1)、(2)、(3)、(4)（管理組合以外の者が実施する 場合に限る。）及び(7)について補助金の交付を申請する場合であって、申請者 と住宅の所有者が異なるときは、全ての所有者の署名が必要です。 私は、私の所有する住宅に申請者が我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業 補助金交付要綱に基づく補助対象設備を設置することについて、同意します。 署名	
国等から受ける補助金等 の有無	有 ・ 無
備考	

## 様式第2号（第5条関係）

## 事業計画書

## 1 住宅用太陽光発電システム

製造者名		
モジュール品名番号（枚数）		（ 枚）
		（ 枚）
		（ 枚）
	出力合計	k W（小数点以下第3位を四捨五入してください。）
パワーコンディショナー品名番号		
HEMS又は蓄電池の品名番号（※1）		
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費（※2）		円

※1 HEMSの場合は、ECHONET Lite認証登録番号を併記すること。

※2 消費税及び地方消費税に相当する額並びに国その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額を記入してください。

## 2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名		
品名番号（発電ユニット）		
品名番号（貯湯ユニット）		
発電出力（kW）		
停電時自立運転機能		<input type="checkbox"/> あり
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費（※）		円

※ 消費税及び地方消費税に相当する額並びに国その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額を記入してください。

### 3 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
S I I 登録番号（パッケージ型番）		
S I I 登録年月日		
蓄電容量（kWh）		
住宅用太陽光発電システム		<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設）
県による補助の有無（リースに限る。）		<input type="checkbox"/> 千葉県が実施する補助の対象となっておりません。
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費（※）		円

※ 消費税及び地方消費税に相当する額並びに国その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額を記入してください。

### 4 窓の断熱改修

メーカー名		
製品名		
S I I / 北海道環境財団登録番号		
市の他の補助制度利用状況		<input type="checkbox"/> 市が実施する他の補助制度により、窓の断熱改修に係る補助を受けていません。
※1	マンション等の名称	
	マンション等の所在地	
	改修を行う戸数	
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費（※2）		円

※1 管理組合による申請の場合のみ記入してください。

※2 消費税及び地方消費税に相当する額並びに国その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額を記入してください。

5 電気自動車等

メーカー名・車名		
型式		
住宅用太陽光発電システム		<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 既設） <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車等に給電できる。
V2H充放電設備		<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設） <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置（予定）		
納車日（予定）		年 月 日
補助対象経費（※）		円

※ 消費税及び地方消費税に相当する額並びに国その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額を記入してください。

6 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電システム		<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設）
電気自動車		<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設）
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費（※）		円

※ 消費税及び地方消費税に相当する額並びに国その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額を記入してください。

7 集合住宅用充電設備

マンション等の名称		
マンション等の所在地		
メーカー名		
型式		
充電設備の居住者以外の利用		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
充電設備の基数及び充電口の 数		基 口
事業 期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費（※）		円
国の補助金額		円
（居住者以外の利用あり） 国の補助金額の3分の2 （居住者以外の利用なし） 国の補助金額の3分の1		円

※ 消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を記入してください。

8 住民の合意形成のための資料

マンション等の名称		
マンション等の所在地		
資料作成事業者名		
作成する資料の種類	集合住宅用充電設備に係る <input type="checkbox"/> 設置場所見取図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 電気系統図 <input type="checkbox"/> 配線ルート図 <input type="checkbox"/> 住民の費用負担のシミュレーション <input type="checkbox"/> その他（ ）	
補助対象経費（※）		

※ 消費税及び地方消費税に相当する額並びに国その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額を記入してください。

様式第2号の2（第5条関係）

（表）

貸与料金の算定根拠明細書

年 月 日

我孫子市長あて

賃貸人 所在地  
 名 称  
 代表者の職・氏名  
 電話番号

賃借人 住所  
 氏 名  
 電話番号

補助対象事業により設置等をする設備については、次のとおりであることについて間違いありません。

また、裏面に記載されている内容について間違いがないこと及び補助金の交付を受けた後も遵守することを誓約します。

補助対象 設備	リース 期間	補助金等の額			リース料総額		
		我孫子市 住宅用設 備等脱炭 素化促進 事業補助 金（a）	国の補助 事業（b）	合計（c） （（a）+ （b））	補助金等 なしの場 合（d）	補助金等 ありの場 合（e）	差額（f） （（d）- （e））
	月間						

注 前払金を含み、消費税及び地方消費税を含まない額を記載してください。

(裏)

- 1 補助金等ありの場合のリース料総額（e）又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合にあつては、補助金等の額を補助金等なしの場合のリース料総額から減じて得た額によりリース契約を再度締結すること又は補助金等の額が確定したとき若しくは補助金等が入金されたとき以後に、補助金等の額をリース料総額から減じ、月額リース料金を減じることを明記した覚書等を賃貸人及び賃借人で締結の上、提出すること。
- 2 補助金等ありの場合のリース料総額と補助金等なしの場合のリース料総額との差額（f）が、補助金等の額の合計（c）以上であること。
- 3 我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金は、賃借人に対する月額リース料金を減額するために使用すること。リース契約とは別に賃借人に支払う等の使用は、認められない。
- 4 リース期間が、財産処分制限期間より短い場合にあつては、リース期間終了後に賃借人が補助対象設備を購入する契約であること。

様式第3号（第5条関係）

個人情報確認同意書

年 月 日

我孫子市長あて

住所

ふりがな

氏名

印

私は、我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付の可否の決定及び確定のため、市職員が私に係る次に掲げる事項について、市が保有する公簿等により確認することに同意します。

- 1 住民基本台帳
- 2 市民税、固定資産税及び都市計画税の納税状況

様式第4号（第6条関係）

我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付（不交付）決定通知書

我孫子市指令（ ）第 号  
令和 年 月 日

様

我孫子市長 回

令和 年 月 日付けで申請のあった我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 交付する

交付決定額	円	
内 訳	住宅用太陽光発電システム	円
	家庭用燃料電池システム(エネファーム)	円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	円
	窓の断熱改修	円
	電気自動車	円
	プラグインハイブリッド自動車	円
	V2H充放電設備	円
	集合住宅用充電設備	円
	住民の合意形成のための資料	円
交付の条件		

2 交付しない

理由	
----	--

様式第5号（第7条関係）

我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書

年 月 日

我孫子市長あて

〒

住 所

(申請者) 氏 名

電話番号

年 月 日付け我孫子市指令（ ）第 号で交付の決定があった我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の補助対象設備の導入に係る計画について変更したいので、次のとおり申請します。

変 更 の 理 由	
変 更 事 項	(変更前)
	(変更後)
変 更 年 月 日	年 月 日
添付書類（変更内容が分かる書類）	

様式第6号（第7条関係）

我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更承認（不承認）通知書

令和 年 月 日  
第 号

様

我孫子市長 回

令和 年 月 日付けで申請のあった我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の補助対象設備の導入に係る計画の変更について、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

指令年月日	令和 年 月 日	
指 令 番 号	我孫子市指令（ ）第 号	
承認後の 交付決定額	円	
内 訳	住宅用太陽光発電システム	円
	家庭用燃料電池システム(エネファーム)	円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	円
	窓の断熱改修	円
	電気自動車	円
	プラグインハイブリッド自動車	円
	V2H充放電設備	円
	集合住宅用充電設備	円
	住民の合意形成のための資料	円

2 不承認

理 由	
-----	--

様式第7号（第8条関係）

我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請取下届

年 月 日

我孫子市長あて

〒

住 所

（届出者）氏 名

電話番号

年 月 日付け我孫子市指令（ ）第 号で交付の決定があった我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、次の理由により取り下げたいので、届け出ます。

取 下 げ の 理 由	
----------------	--

様式第8号（第9条関係）

我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

年 月 日

我孫子市長 あて

〒

住 所

（報告者）氏 名

電話番号

年 月 日付け我孫子市指令（ ）第 号で交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、次のとおり報告します。

補助金交付決定額	円
補助対象事業が完了した日 ※電気自動車等にあつては自動車検査証 の登録日	年 月 日

次の事項について確認しました。

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 補助対象設備は、未使用品（電気自動車等にあつては、新車）である。 |
| <input type="checkbox"/> 補助対象事業は、各法令、制度、手続等に準拠し、実施している。   |

様式第9号（第9条関係）

事業結果報告書

1 住宅用太陽光発電システム

製造者名		
モジュール品名番号（枚数）		（ 枚）
		（ 枚）
		（ 枚）
	出力合計	k W（小数点以下第3位を四捨五入してください。）
パワーコンディショナー品名番号		
HEMS又は蓄電池の品名番号（※1）		
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費（※2）		円

※1 HEMSの場合は、ECHONET Lite 認証登録番号を併記すること。

※2 消費税及び地方消費税に相当する額並びに国その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額を記入してください。

2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名		
品名番号（発電ユニット）		
品名番号（貯湯ユニット）		
発電出力（k W）		
停電時自立運転機能		<input type="checkbox"/> あり
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費（※）		円

※ 消費税及び地方消費税に相当する額並びに国その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額を記入してください。

### 3 定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		
S I I 登録番号（パッケージ型番）		
S I I 登録年月日		
蓄電容量（kWh）		
住宅用太陽光発電システム		<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設）
県による補助の有無（リースに限る。）		<input type="checkbox"/> 千葉県が実施する補助の対象となっておりません。
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費（※）		円

※ 消費税及び地方消費税に相当する額並びに国その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額を記入してください。

### 4 窓の断熱改修

メーカー名		
製品名		
S I I / 北海道環境財団登録番号		
市の他の補助制度利用状況		<input type="checkbox"/> 市が実施する他の補助制度により、窓の断熱改修に係る補助を受けていません。
※1	マンション等の名称	
	マンション等の所在地	
	改修を行う戸数	
事業期間	着工予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日
補助対象経費（※2）		円

※1 管理組合による報告の場合のみ記入してください。

※2 消費税及び地方消費税に相当する額並びに国その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額を記入してください。

### 5 電気自動車等

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日／交付年月日		
住宅用太陽光発電システム		<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 既設） <input type="checkbox"/> 発電した電気を電気自動車等に給電できる。
V2H充放電設備		<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設） <input type="checkbox"/> なし
所有者	氏名又は名称	
	住所又は所在地	
使用者	氏名	
	住所	
使用の本拠の位置		
納車日		年 月 日
補助対象経費（※）		円

※ 消費税及び地方消費税に相当する額並びに国その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額を記入してください。

### 6 V2H充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電システム		<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設）
電気自動車		<input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設）
事業期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費（※）		円

※ 消費税及び地方消費税に相当する額並びに国その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額を記入してください。

### 7 集合住宅用充電設備

マンション等の名称		
マンション等の所在地		
メーカー名		
型式		
充電設備の居住者以外の利用		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
充電設備の基数及び充電口の 数		基 口
事業 期間	着工日	年 月 日
	完了日	年 月 日
補助対象経費（※）		円
国の補助金額		円
（居住者以外の利用あり） 国の補助金額の3分の2		円
（居住者以外の利用なし） 国の補助金額の3分の1		

※ 消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を記入してください。

### 8 住民の合意形成のための資料

マンション等の名称		
マンション等の所在地		
資料作成事業者名		
作成する資料の種類	集合住宅用充電設備に係る <input type="checkbox"/> 設置場所見取図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 電気系統図 <input type="checkbox"/> 配線ルート図 <input type="checkbox"/> 住民の費用負担のシミュレーション <input type="checkbox"/> その他（ ）	
総会での集合住宅用充電設備 の設置に係る議論の結果	可決・否決・その他（ ）	
集合住宅用充電設備の設置に 係る今後の予定(スケジュール 及び方針)		
補助対象経費（※）		

※ 消費税及び地方消費税に相当する額並びに国その他の団体から交付される補助金等の額を控除した額を記入してください。

様式第 10 号（第 10 条関係）

我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金確定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

我孫子市長 回

令和 年 月 日付け我孫子市指令（ ）第 号で決定した我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額	円	
内 訳	住宅用太陽光発電システム	円
	家庭用燃料電池システム(エネファーム)	円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	円
	窓の断熱改修	円
	電気自動車	円
	プラグインハイブリッド自動車	円
	V2H充放電設備	円
	集合住宅用充電設備	円
	住民の合意形成のための資料	円
交付の条件		

様式第11号（第11条関係）

我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

年 月 日

我孫子市長あて

〒  
住 所  
(請求者) 氏 名  
電話番号

次のとおり、我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を請求します。

指 令 年 月 日	年 月 日		
指 令 番 号	我孫子市指令（ ）第 号		
交 付 請 求 額	円		
振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
	口 座 種 別	普通 ・ 当座	
	口 座 番 号		
	フリガナ		
	口 座 名 義 人		

様式第12号（第13条関係）

我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日  
第 号

様

我孫子市長 回

令和 年 月 日付け我孫子市指令（ ）第 号で交付の決定をした我孫子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、次のとおり交付の決定を取り消したので通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 取 消 額	円
取消しの内容及びその理由	

様式第1号（第5条関係）

（令6告示100・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（令6告示100・一部改正）

様式第2号の2（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条関係）

（令6告示100・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（令6告示100・一部改正）

様式第6号（第7条関係）

（令6告示100・一部改正）

様式第7号（第8条関係）

（令6告示100・一部改正）

様式第8号（第9条関係）

様式第9号（第9条関係）

（令6告示100・一部改正）

様式第10号（第10条関係）

（令6告示100・一部改正）

様式第11号（第11条関係）

（令5告示283・一部改正）

様式第12号（第13条関係）